平成２５年（フ）第１１１号
長野県安曇野市明科中川手6814番地25
債務者　藤原　勝子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１０８号
徳島県徳島市南末広町２番67―608号
債務者　海川　彰子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８５号
大分市竹下２丁目６番14号
債務者　村中かよこ
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１３号
大分市弁天２丁目１番38号　まるはちビル403
債務者　佐藤　和幸
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１２号
沖縄県那覇市繁多川３丁目１番37号　協栄繁多川マンションＣ―２
債務者　西表　典江
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６９号
福島県郡山市田村町谷田川字西曲渕11番地の１
債務者　折笠　明裕
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１９１号
千葉県我孫子市泉５番１号　佐々木方
債務者　富岡　茂雄
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２７５号
千葉県我孫子市湖北台８丁目１番２―202号県営住宅
債務者　瓜生　哲也
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３２４号
千葉県松戸市六高台８丁目191番地の２
債務者　浅野　幸子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３３１号
千葉県松戸市松戸1430番地の１　サンライズ201号
債務者　石川　　潤
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３３２号
千葉県流山市南流山４丁目14番地の３
債務者　野村　淳一
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３３４号
千葉県松戸市稔台２丁目７番地の３
債務者　中川　裕子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３４７号
千葉県流山市南流山６丁目21番地の13　グリーンエステート南流山Ａ―103
債務者　三輪健一郎
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１４３号
和歌山県有田郡広川町大字井関742番地の３
債務者　宮本　麻衣
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８４号
和歌山市弘西415番地の６　ルネ紀伊101
債務者　古米　優子（旧姓沖田）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１９９号
和歌山県紀の川市粉河214番地28
債務者　池上　栄子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４０３号
神戸市北区泉台６丁目７番地５―104号
債務者　平井　義則
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５３号
神戸市垂水区西舞子９丁目10番14号
債務者　森本　　繁
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部